

令和 3 年度新潟県計画に関する
事後評価
(令和 4 年度事業実施分)

令和 6 年 1 月

新潟県

3. 事業の実施状況

事業の区分	I-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1 (医療分)】 がん診療施設・設備整備事業	【総事業費】 17,598 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	病院	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年5月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>病床の機能分化を進めるうえで、地域におけるがんの診断・治療の均てん化が課題であり、そのためには拠点病院をはじめとするがんの診断、治療を行う病院のがん診療体制の強化が必要。</p> <p>がん診療体制の強化により急性期、回復期機能の向上と機能分化を図るため、がんの診断・治療を行う施設に対する補助を実施する。【目標：3施設】</p>	
事業の内容 (当初計画)	がんの診断、治療を行う病院が実施する施設整備及び医療機器・臨床検査機器等の設備整備にかかる経費を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	がんの診断、治療を実施する病院の整備数 (3病院)	
アウトプット指標 (達成値)	令和3年度：2病院 令和4年度：1病院	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 整備病院数：3病院 (R4)</p> <p>(1) 事業の有効性 がんの診断、治療を行う病院に対して施設整備及び医療機器・臨床検査機器などの設備整備の支援を行うことで、地域におけるがん診療体制の整備を図り、県内のがん医療の均てん化に寄与したと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 がんの診断、治療を行う病院に事業者を絞り、がんの診断、治療に必要な施設整備及び設備整備の支援に限定することで、より効率的にがん診療体制の充実が図られたと考える。</p>	
その他	<p>【執行実績】</p> <p>○ R3:11,292 千円</p> <p>○ R4:3,439 千円</p>	

事業の区分	I-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.9 (医療分)】 県央基幹病院新築事業	【総事業費】 1,162,765千円
事業の対象となる区域	県央医療圏	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成4年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医師不足や医師の高齢化により圏域外搬送が顕著になるなどの課題に対応するため、隣接医療圏との連携を強化、圏域内の病院との連携・役割分担し、断らない救急を実現すること。	
	アウトカム指標： 県央医療圏の圏域外搬送率の改善：R2年度 25%程度 → R17年度 5%程度（開院10年後）	
事業の内容（当初計画）	県立燕労災病院と厚生連三条総合病院を統合するとともに、公立・公的5病院（燕労災、三条総合、県立加茂、県立吉田、済生会三条）の急性期機能を集約し、県央基幹病院を整備する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	公立・公的5病院の急性期機能を集約する。	
アウトプット指標（達成値）	公立・公的5病院の急性期機能集約に向けて新設する基幹的な病院：1病院（令和5年度開院予定） 建築工事：65.2%の進捗	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標 ※圏域搬送率の改善その他の病院新築による成果は病院開院後でなければ観測できないため、代替指標（建築工事進捗率）を設定 建築工事の進捗（R3末：25.1%→R4末65.2%）により県央医療圏の圏域搬送率の改善に近づいた。	
	<p>（1）事業の有効性 本事業の実施により、県央医療圏における急性期機能の集約に向けた基幹的な病院の整備が進んだと考える。</p> <p>（2）事業の効率性 県央医療圏における急性期機能の集約に必要な基幹的な病院の施設整備を進めることができ、県央医療圏における効率的な医療提供体制の構築が着実に前進したと考</p>	

	える。
その他	【執行実績】 ○ R3:1,092,451 千円 ○ R4:70,314 千円

事業の区分	I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業	
事業名	【No. 11】 統合支援給付金支給事業	【総事業費】 270,864 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの変化に対応し、地域の実情に応じた、持続可能な医療提供体制の構築が必要</p> <p>病床機能再編を行う医療機関の病床機能毎の病床数</p> <p>急性期病床 300床→190床 慢性期病床 49床→19床 回復期病床 110床→160床</p>	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想の実現に向け、新潟県地域医療構想に即した病床機能再編を実施する医療機関に対し、削減する病床数に応じた給付金を支給する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	対象となる医療機関数 3 医療機関	
アウトプット指標（達成値）	対象となる医療機関数 3 医療機関	
事業の有効性・効率性	<p>アウトカム指標：</p> <p>慢性期病床の減：30 床（令和3年度） 急性期病床の減：50 床（令和3年度） 40 床（令和4年度） 回復期病床の増：30 床（令和4年度）</p> <p>急性期病床の減及び回復期病床の増は医療機関で検討、調整した結果であり、今後も地域の状況を踏まえつつ、地域医療構想に即した病床機能の再編や機能分化を進めていく。</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>地域医療構想の実現に向け、新潟県地域医療構想に即した病床機能再編を実施する医療機関に対し、削減する病床数に応じた給付金を支給した。</p> <p>地域医療構想の実現に向け、新潟県地域医療構想に即した病床機能再編が図られたと考える。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>地域医療構想調整会議における協議を経て、見直し等を行ったことにより、より効果的な医療提供体制の構築が図られたと考える。</p>
その他	<p>【執行実績】</p> <p>○ R4:270,864 千円</p>

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 12 (医療分)】 在宅医療基盤整備事業	【総事業費】 19,948 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	新潟県看護協会、新潟県歯科医師会、新潟県栄養士会	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>・今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう在宅医療にかかる提供体制の強化が必要である。</p> <p>・要介護者は歯・口腔に多くの問題を抱えているにも関わらず、住民や多職種からの相談体制が十分でない。また、在宅歯科診療を実施する歯科診療所は約2割と少ない。高齢者人口の増加により、今後在宅歯科医療サービスのニーズは増加が見込まれることから、適切なサービス提供体制を整備することが必要である。</p> <p>・食事や栄養に関する問題を抱えた高齢者の増加が想定されていることから、訪問栄養食事指導の取組や体制を充実させる必要がある。</p> <p>・訪問看護を実施する事業者数 【現状：290 (R1 年度) → 目標：308 (R3 年度)】</p> <p>・訪問歯科診療 (在宅) の1診療所あたり実施件数 【現状：1.5 件 (R1 年度) → 目標：2.0 件 (R6 年度)】</p> <p>・訪問栄養食事指導を実施する事業所数 【現状：49 (R2 年度) → 目標：56 (R3 年度)】</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>1 訪問看護推進事業 訪問看護の充実を図るため、実態調査を実施するとともに、訪問看護ステーションでのインターンシップ、新任者に対する訪問看護認定看護師による現地指導、従事者研修の実施により訪問看護師の確保・定着及び資質の向上を図る。</p> <p>2 在宅歯科医療連携室整備事業 在宅要介護者等に歯科医療や口腔ケアが迅速かつ円滑に提供されるよう、在宅歯科医療連携室を設置するとともに、在宅歯科医療連携を円滑に推進するための協議会を開催する。</p> <p>3 在宅歯科医療支援事業 地域の在宅歯科医療提供体制を整備し、安全かつ効果的な在宅歯科医療を推進するため、在宅歯科医療を担う歯科医師</p>	

	<p>等を養成するための研修や歯科衛生士・歯科技工士の安定的な確保を図るための復職支援研修等を行う。</p> <p>4 在宅医療（栄養）推進事業</p> <p>訪問栄養食事指導の定着に向け、医師を中心とした他職種に対して制度概要や運用方法の周知活動を展開する。併せて、実際に扱った症例についての症例検討を通して事業の充実を図る。</p>
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護実態調査の実施 ・インターンシップ参加者数：21人 ・現地指導の施設数：9施設 ・訪問看護従事者研修の受講者数：実践編40人、管理編20人 ・研修を受講した歯科医師等の数 700人 ・在宅歯科医療機器の貸出件数 1,340件 ・訪問栄養食事指導（モデル的栄養指導）の実施件数 100件
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護実態調査の実施 ・インターンシップ参加者数：11人 ・現地指導の施設数：5施設 ・訪問看護従事者研修の受講者数：新任者編25人、管理編14人 ・研修を受講した歯科医師等の数：延べ705人 ・在宅歯科医療機器の貸出件数：1,153件 ・訪問栄養食事指導（モデル的栄養指導）の実施件数：178件
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護実態調査の実施 ・インターンシップ参加者数：11人 ・現地指導の施設数：5施設 ・訪問看護従事者研修の受講者数：新任者編25人、管理編14人 ・訪問歯科診療（在宅）の1診療所あたり実施件数： 今後調査予定であるため、現時点では観察できない。 ・訪問栄養指導を実施する事業所数： 49施設（R2年度）→58施設（R3年度）
	<p>1 訪問看護推進事業</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、在宅医療を推進する上で不可欠となる訪問看護に従事する者の確保、資質の向上に必要な対策の検討、研修会の開催、実態調査等を行うことで、訪問看護の推進が図られたと考えられる。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>訪問看護に従事する者の確保、資質向上のための研修を実施す</p>

	<p>るとともに、実態調査を行った上でさらなる推進対策の検討やPR活動を行うなど、体系的に事業を実施しており、より効率的に質の高い訪問看護の推進が図られたと考える。</p> <p>2 在宅歯科医療連携室整備事業</p> <p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、窓口機能を担う連携室が設置され、病院、介護関係者等との認識の共有が図られ、円滑な多職種連携が促進された。</p> <p>(2) 事業の効率性 訪問診療機器の貸与及び相談体制が整ったことにより、効率的に訪問歯科診療が提供された。</p> <p>3 在宅歯科医療支援事業</p> <p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、各地域で在宅歯科医療に取り組む歯科医師等が養成され、在宅歯科医療提供体制の拡充、推進につながった。円滑な在宅歯科医療の提供のため、口腔ケアの重要性等に関して関係者への普及啓発を行うとともに、引き続き在宅歯科医療等に対応できる歯科医療従事者の養成を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性 養成した歯科医師等が多職種と連携しながら在宅医療に取り組むことで、顔の見える関係ができ、地域の実情に応じたスムーズな医科歯科連携が促進できると考える。</p> <p>4 在宅医療（栄養）推進事業</p> <p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、病院や患者に対する制度の周知及び活用が図られ、訪問栄養指導を実施する事業者数の増及び療養者支援が促進されたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 県栄養士会は、県内唯一の栄養士・管理栄養士の職能団体であることから、委託による事業実施により、県内で統一した体制の構築及び指導の標準化等が効率的に行われた。</p>
その他	<p>【執行実績】</p> <p>○ R3：11,313 千円</p> <p>○ R4：8,634 千円</p>

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 15 (医療分)】 特定行為研修受講支援事業	【総事業費】 5,691 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	病院等	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展や病床の機能分化・連携等により一層増加するとみられる在宅医療の需要に対応するため、特定行為を行うことのできる看護師の育成が求められている。	
	アウトカム指標： ・特定行為研修の修了者数 【現状：8 (R1 年度) → 目標：59 (R3 年度)】	
事業の内容 (当初計画)	県内の医療機関等に対し、当該施設が雇用する看護職員の特定行為研修受講に要する経費を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	受講費の補助：44 人分【目標】	
アウトプット指標 (達成値)	受講費の補助：25 人分	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標： ・特定行為研修の修了者数 【現状：8 (R1 年度) → 目標：47 (R4 年度)】	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、看護職員の特定行為研修受講が促進され、看護職員の資質向上が図られたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 病院等の看護職員が特定行為研修を受講するための経費負担を軽減することができ、医療の充実及び看護の質の向上に対して、効率的に成果を上げることができたと考える。</p>	
その他	【執行実績】 ○ R3：1,975 千円 ○ R4：3,716 千円	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 16 (医療分)】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 223,719 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	県、新潟県医師会、医療機関	
事業の期間	令和3年4月1日～令和9年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成30年末現在における本県の人口10万人当たり医師数は210.5人で、全国平均(258.8人)と比較し48人少ない全国第44位となっており、全国との差も拡大傾向にある。	
	アウトカム指標：人口10万人当たり医師数 【現状：210.5人(H30) → 目標：222.0人(R6)】	
事業の内容(当初計画)	<p>1 地域医療支援センター運営事業 地域医療に従事する医師のキャリア形成支援や医師不足病院の医師招へいの支援等により、地域医療を担う医師の養成・招へいを図る。</p> <p>2 県外医師誘致強化促進事業 医療機関が県外から医師を招へいした場合、当該医師の勤務環境の改善と研究活動の充実のための支援を実施する。</p> <p>3 医師養成修学資金貸与事業 将来、新潟県内の医療機関に勤務しようとする県出身医学生26名に対し、医師として一定期間、指定する医療機関に勤務することを返還免除の要件とし、修学資金を貸与する。</p> <p>4 特定診療科奨学金貸与事業 産科又は精神科を志す臨床研修医又は医学生で、臨床研修後、産科医又は精神科医として、一定期間、指定する県内医療機関に勤務することを返還免除の要件として奨学金を貸与する。</p> <p>5 専門研修プログラム改善支援 研修プログラムの内容等を改善・充実するため、複数の施設が連携して実施する取組に関する経費を補助する。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師派遣・あっせん数【目標：20人】 ・キャリア形成プログラム作成数【H25作成済】 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合【目標100%】 	
アウトプット指標(達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師派遣・あっせん数【14人】 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合【100%】 	

事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 人口10万人当たり医師数 【現状：210.5人（H30） → 218.2人（R2）】
	1 地域医療支援センター運営事業 （1）事業の有効性 地域卒医師へ面談を実施するなどのフォローアップを強化した。また、毎年、地域卒医学生を対象とした地域医療実習を実施し、県内各地の地域医療の現状などへの理解を深めることが出来たと考えている。
	（2）事業の効率性 地域医療支援センターを核とし、新潟大学等関係機関と連携体制を構築することにより、地域医療を担う志を持った医学生・医師に対するキャリア形成支援を効率的に実施することができた。
	2 県外医師誘致強化促進事業 （1）事業の有効性 県外から医師を招へいする医療機関に対し、医師事務作業補助者設置や学会参加に要する経費等を補助することで、県外医師に対する医療機関の魅力向上につながった。
	（2）事業の効率性 医師事務作業補助者設置や学会参加に要する経費の補助は初年度のみとすることで、効率的に事業を実施できた。
	3 医師養成修学資金貸与事業 （1）事業の有効性 卒業後新潟県内の医療機関に勤務しようとする医学生65名に修学資金を貸与し、将来新潟県で勤務する医師となる医学生を養成した。
	（2）事業の効率性 本事業は、将来新潟県内で勤務する医師のある医学生に対して修学資金を貸与する事業あり、効果的・効率的に地域医療に従事する医師を養成することができるものとする。
	4 特定診療科奨学金貸与事業 （1）事業の有効性 臨床研修医1名に奨学金を支給するとともに、キャリア支援を行い、将来新潟県で勤務する産科医または精神

	<p>科医となる医師を養成した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>特定の診療科を志す明確な意思のある医学生・臨床研修医に奨学金を支給するため、効果的・効率的に医師不足の診療科への医師の確保が図られると考える。</p>
その他	<p>【執行実績】</p> <p>○ R3 : 116,078 千円</p> <p>○ R4 : 107,644 千円</p>

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 29 (医療分)】 看護学生修学資金貸付金 (臨時貸与)	【総事業費】 65,666 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	新潟県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の看護職員が不足している状況であり、看護学生の県内定着を促進する必要がある。	
	アウトカム指標 ・看護師等学校養成所の県内就業率の増加 【現状：72.3% (R2年) → 目標：75.0%(R3年)】 ・人口10万人当たり就業看護職員数 (常勤換算) 【現状：1,215.1人 (H30年) → 目標：1,467.2(R6年)】	
事業の内容 (当初計画)	看護等学校養成所に在学する者 (看護系大学の大学院修士課程で学ぶ看護職員を含む。) で将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	R3 新規貸与者【目標：90名】	
アウトプット指標 (達成値)	R3 新規貸与者：90名	
事業の有効性・効率性	・看護師等学校養成所の県内就業率 72.3% (R2年) → 74.5%(R4年) ・人口10万人当たり就業看護職員数 1,215.1人 (H30年) → 1,271.0人 (R2年)	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、将来県内において看護職員として就業しようとする者に対し、就学の促進を図ることができた。今後も、市町村と連携して制度の周知を図る等により利用促進を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性 将来県内での就業意思のある看護学生に対して修学資金を貸与する事業であり、効率的に県内就業看護職員を養成できるものとする。</p>	
その他	【執行実績】 ○ R3:35,796 千円 ○ R4:30,446 千円	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 30 (医療分)】 ナースセンター強化事業	【総事業費】 6,607 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	新潟県看護協会	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅で未就業の看護職員に対し、就業促進に必要な事業の実施や看護業務のPR事業を行い、再就業の促進を図る必要がある。	
	アウトカム指標 ナースバンク登録による就業者数 【現状：287人(R1年)→目標：509人(R4年)】	
事業の内容 (当初計画)	ナースセンターが地域の看護職員確保対策の拠点となるよう職員体制を強化し、県内各地の潜在看護職員の再就業に向けた取組を総合的に展開する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員無料職業紹介事業の実施 ・再就業移動相談会の実施：7回 ・再就職支援セミナーの実施 (eラーニング、基礎コース&ナースふれあいカフェ：6回、復職体験コース：3回、求人施設見学ツアー：5回) ・再就職支援相談会の実施：77回 ・未就業看護職員実態調査の実施 ・ナースセンターだよりの発行 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員無料職業紹介事業の実施 ・再就業移動相談会の実施：13回 ・再就職支援セミナーの実施 (eラーニング、基礎コース：8回、復職体験コース：3回、求人施設見学ツアー：2回) ・再就職支援相談会の実施：64回 ・未就業看護職員実態調査の実施 ・ナースセンターだよりの発行 	
事業の有効性・効率性	<p>ナースバンク登録による就業者数 【現状：287人(R1年)→目標：410人(R4年)】</p> <p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、各地域の実情に合わせた潜在看護職員の掘り起こしと、県内全てのハローワークでの再就職支援相談会の開催や県内各地で再就職支援講習会の開催等</p>	

	<p>のきめ細かな再就業支援を行うことで、潜在看護職員の再就業が促進されたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>潜在看護職員が身近な地域で再就職のための講習会や相談会に参加できるため、効率的に潜在看護職員の再就業支援が行えたと考える。</p>
その他	<p>【執行実績】</p> <p>○ R4:6,607 千円</p>

事業の区分	6. 勤務医の働き方改革の推進に関する事業	
事業名	【No. 40 (医療分)】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 31,806 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医師の働き方改革に伴い、2024年4月から医師に対する時間外労働の上限規制が適用されることから、それまでの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮のため、医療機関の勤務環境改善に取り組む必要がある。また、県内勤務医の勤務環境改善により、医師の確保・定着を図っていく。</p> <p>アウトカム指標： <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師事務作業補助体制加算を取得した医療機関数の増加 59 医療機関（令和2年度）→65 医療機関（令和5年度） ・ 特定行為研修を修了した看護師数の増加 8 人（令和元年度）→133 人（令和5年度） </p>	
事業の内容（当初計画）	2024年4月の時間外労働の上限規制適用を見据え、病院の勤務医の上限規制を超える時間外労働が早期に解消されるよう、勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進める。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医師の労働時間短縮に向けた「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」策定により、年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える医師がいる病院の減少に取り組む。【目標：計画策定により時間外労働時間の短縮等に取り組む医療機関 4 医療機関】	
アウトプット指標（達成値）	計画策定により時間外労働時間の短縮等に取り組む医療機関：4 病院	
事業の有効性・効率性	<p>アウトカム指標： <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師事務作業補助体制加算を取得した医療機関数の増加 59 医療機関（令和2年度）→62 医療機関（令和4年度） ・ 特定行為研修を修了した看護師数の増加 8 人（令和元年度）→47 人（令和4年度） </p>	

	<p>(1) 事業の有効性 医師の働き方改革に伴う時間外労働の縮減や勤務環境改善に取り組む医療機関を支援することにより、医師の確保・定着の促進が期待できる。</p> <p>(2) 事業の効率性 医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取り組みを支援することで、効率的に目標を達成できる。</p>
その他	<p>【執行実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ R3:14,933 千円 ○ R4:16,873 千円